

高岡鋳物師 高森家文書目録

〔解題〕

高岡鋳物師・高森家について

高森家は江戸時代以降、代々高岡金屋町で鋳物業を営んできた旧家である。主に「久右衛門」を襲名し、近世は「釜屋」、のち「キンさ」という屋号で呼ばれていた。

高森家は、高守家とも言う。これは「沢山の“高”を、減らさぬように守っていこう」ということで改名されたという。

金屋町へは7人衆にやや遅れて移住してきたと考えられるが、正徳2年(1712)・享保13年(1728)の金屋町拝領地の絵図では、枢要な場所に位置している。

高森家の仏壇には木仏尊像があり、仏壇内の掛軸には、木仏を安置した年代を慶安3年(1650)と書いてある。

過去帳によれば、初代(釈善教)の没年は宝永5年(1708)で、2代(釈浄念)の没年は宝暦6年(1756)となっている。

しかし木仏の安置された1650年から、第2代の没年1756年まで106年間もある。さらに木像を仏壇内に安置するには、ある程度の年齢(30歳以上)になっていたであろうと考えると、この間にさらに2～3代あったのではなかろうか、と推測される。

文化3年(1806)には町頭を勤めている。

真継家よりの「鋳物師職許状」発給は次の3点が確認されている(「鋳物師職許状」は通常、代替わりの際に発給される)。文政7年(1824)9月(「高森久右衛門」宛/I-3)、及び天保11年(1840)7月と、嘉永5年(1852)9月(この2点は「高守久右衛門」宛)である。

江戸後期頃のものと思われる「菊御紋勅許鋳物師看板(I-26)」には「高守久右衛門政明」と記されているが、政明は何代目かは不明。

9代の久右衛門は明治31年(1898)3月7日に死去している(享年不明)。遺言により、実母の三澤とみへ打出本江村内の広大な所有地を贈っている。その書類によると久右衛門の住所は金屋町40番地。親戚として下村の三澤善三郎と、金屋町846番地の高森常太郎(常治郎の「治」を訂正して「太」としている)の名がある。

明治5年(1872)の「金屋町拝領地持分一覧」によれば、金屋中町居住の久右衛門は738.87歩の土地を所有しており、金屋町の通路を除いた総面積4,637.37歩の16%を占め、鋳物師の中では断然1位である(2位は喜多万右衛門)。

同8年11月の「地租改正金屋町地引帳」(『高岡鋳物史話』)をみても739.3歩で1位である(職業は「銅 鋳物」とある)。2位は喜多万右衛門の538.7歩である。

10代の直信氏は大正6年(1917)の高岡鉄工所員集合写真(VII-3)裏に「当年式拾参歳」とあり、明治27年(1894)頃の生まれと推察できる。

11代常次郎氏(釈行清)は昭和4年(1929)没。高岡消防団第4部小頭部長として活躍されると共に、部下団員達を温かく処遇されたという。

13代は克行氏である。克行氏は本史料群を修繕、整理をなされた。平成13年(2001)3月31日没。克行氏の甥秀則氏は下伏間江で「高森鋳造所」として銅合金鋳物業を営んでいる

現在、14代克明氏は高岡市泉町に居住しておられる。

(平成 23 年 5 月 10 日 仁ヶ竹記)

【参考文献】

- ・釜本晟一『高岡金屋 鋳物師のあゆみ』(平成 12 年) p149～150
- ・高岡旧町諸商売屋号調査委員会『高岡の町々と屋号』第 3 号 (平成 7 年) p135
- ・笹本正治『真継家と近世の鋳物師』(思文閣出版、1996 年) p459・・・なお、同書によると、文政 11 年(1828)～明治 12 年(1879)の 3 種の真継家支配鋳物師名寄帳によると、「高守久右衛門」のほか、「高森九兵衛」と「高森彦左衛門」の名が確認できる。

史料点数

I 鋳物師由緒・取決関係	26 件	26 点
II 釣鐘関係	35 件	35 点
III 鍋釜関係	11 件	11 点
IV 絵図関係	10 件	12 点
V 土地(屋敷)・金銭関係	99 件	107 点
VI 宗門改関係	7 件	7 点
VII その他	8 件	10 点
合 計		196 件 208 点

【凡例】

1. 本文書は、その内容により、I：鋳物師由緒・取決関係、II：釣鐘関係、III：鍋釜関係、IV：絵図関係、V：土地(屋敷)・金銭関係、VI：宗門改関係、VII：その他に分類・整理した。
2. 史料の名称は具体的内容を記し、括弧内にその表題を記した。
3. 旧漢字は現行の漢字に改めたが、一部固有名詞などで旧字が適当と思われるものは、そのまま記した。
4. 虫損などで判読不能な部分は、[]と記し、字数の分かるものは□□などと記した。
5. 差出(作成者)は基本的に表記のまま採ったが、複数の作成者が存在する場合には、主要な何名かを記して、それ以外は「他～名」とした。
6. 受取(宛名)は基本的に作成者の項に準ずる。
7. 形態は縦紙(全紙を横にして使用したもの)、切紙(全紙を縦に適宜切ったもの)、継紙(全紙を数枚貼り継いだもの)、切継紙(切紙を数枚貼り継いだもの)、横帳(全紙を横長に二等分し綴じたもの)、卷子(巻

物)などと記した。

※「全紙」は美濃紙(大体縦 27 cm×横 39 cm)と半紙(大体縦 24 cm×横 33 cm)の二種あるが、区別はしていない。

8. 法量は縦、横の順で記した(単位はセンチメートル)。
9. 備考は先に虫損があるものをその度合いに応じて「虫損激甚→虫損甚だし→虫損→少虫」と記した。次にシミ、ヤブレなど外見上特記すべき状態を記した。次に具体的に内容を補足する事項などを記した。
10. 本目録の整理・作成は高岡市立博物館学芸員・仁ヶ竹亮介が担当した。